

北海道海岸漂着物対策推進計画

[第3次計画]

令和3年3月

北 海 道

目 次

第1 計画策定の趣旨等	
1 近年の海岸漂着物等を取りまく情勢	1
(1)国際的な動き	
(2)国内の動き	
2 北海道の海岸の特徴	4
3 計画策定の目的及び位置づけ	4
4 計画の期間	4
第2 海岸漂着物に係る取組状況	
1 海岸漂着物の回収・処理状況	5
(1)回収・処理の実績	
(2)回収・処理に要した費用等の状況	
2 円滑な回収・処理事業の実施に向けた取組	6
(1)関係機関との連携による処理体制の構築	
(2)朝鮮半島からと思料される木造漂着船への対応	
3 発生抑制対策に関する取組	7
(1)海洋プラスチックごみ発生抑制対策調査について	
(2)河川管理者等による取組	
(3)普及啓発等の取組	
第3 計画の基本的な考え方	
1 海岸漂着物等の円滑な処理に関する考え方	12
(1)海岸管理者等の処理の責任等	
(2)その他海岸漂着物等の円滑な処理に関する考え方	
2 海岸漂着物等の効果的な発生抑制に関する考え方	14
(1)3Rの推進による発生抑制	
(2)発生の状況及び原因に関する実態把握	
(3)ごみ等の適正な処理等の推進	
(4)ごみ等の投棄の防止	

(5)ごみ等の水域への流出又は飛散の防止	
3 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保	17
(1)道民、事業者、民間団体等に期待される役割	
(2)道民、事業者、民間団体等の積極的な参画の促進	
(3)自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保	
(4)民間団体等との緊密な連携と活動の支援	
第4 事業実施地域	
1 事業実施地域選定の考え方	18
2 事業実施地域における海岸漂着物対策の考え方	18
(1)海岸漂着物等の処理	
(2)海岸漂着物等の発生抑制	
第5 その他必要な事項	
1 海洋ごみの状況把握	19
2 計画の推進	19
(1)推進体制	
(2)財政上の措置	
(3)計画の見直し	
【参考1】海洋プラスチックごみ発生抑制対策調査手法について	21
【参考2】回収・処理事業費等の状況(平成27年度から令和元年度)	25

第1 計画策定の趣旨等

1 近年の海岸漂着物等を取りまく情勢

(1) 国際的な動き

①SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）

2015 年 9 月、国連サミットにおいて採択された国際社会共通の目標であり、先進国、発展途上国を問わず、持続可能な社会の実現を目指し、「誰一人取り残さない」を基本方針に、2030 年までの世界目標として 17 のゴールと 169 のターゲットを設定しているものです。

現在、海洋に流出する廃プラスチック類（以下「海洋プラスチックごみ」という。）による地球規模での環境汚染や生態系への影響が喫緊の課題となる中、海岸漂着物（漂流物及び海底堆積物を含む。以下「海岸漂着物等」という。）対策は、持続可能な社会の実現のための重要な課題であり、「持続可能な開発のために海洋・資源を保全し、持続可能な形で利用する」（目標 14）の達成のためには、海岸漂着物等の回収・処理だけでなく、発生抑制のための生産・消費活動における対策が求められ（目標 12）、これらの対策を推進するためには多様な主体の連携・協力が不可欠です（目標 17）。

関連するゴール		主なターゲット
	目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する	ターゲット 12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	目標 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	ターゲット 14.1 2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
	目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	ターゲット 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

海岸漂着物対策に関連する目標とターゲット（表 1）

②G20 サミット（金融・世界経済に関する首脳会合）

プラスチックごみによる海洋汚染や生態系に与える影響が、国際的な重要課題との認識が高まる中、令和元年 6 月 28 日、29 日に大阪で開催された G20 サミットにおいて、海洋プラスチックごみや、微細なプラスチック類であるマイクロプラスチックについて、

国際的な対処が取られる必要があるとして、2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を共有し、今後、G20 以外の国際社会の他のメンバーにも、このビジョンを共有するよう呼びかけることや、「G20 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚級会合」で採択された「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」を G20 首脳としても支持すること等が、「G20 大阪首脳宣言」の一つとして盛り込まれました。

(2) 国内の動き

①海岸漂着物処理推進法の改正（平成 30 年 6 月改正）及び海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）の変更（令和元年 5 月 31 日閣議決定）

平成 21 年の海岸漂着物処理推進法の施行から約 10 年が経過し、国や都道府県などによる様々な取組が行われてきましたが、未だ国内外からの海岸漂着物等が多く存在し、漂流ごみや海底ごみによる船舶の航行障害や漁業活動への支障など、海洋の環境に深刻な影響を及ぼしているほか、近年では、海洋プラスチックごみやマイクロプラスチックが、生態系に与える影響等について国際的に関心が高まり、世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題となっています。

このような状況を受け、海岸における良好な景観及び環境の保全並びに海洋環境の保全を図るとともに、国際的な課題に取り組むため、海岸漂着物処理推進法の一部を改正する法律が議員立法により全会一致で可決・成立し、平成 30 年 6 月 22 日に公布・施行されました。

さらに令和元年 5 月には、海岸漂着物処理推進法第 13 条に規定する基本方針を変更し、海岸漂着物等の円滑な処理を一層推進するとともに、海岸漂着物等の効果的な発生抑制対策の強化、マイクロプラスチックの発生実態の把握や生態系への影響調査、国民・民間団体・事業者等の多様な主体の適切な役割分担や連携の確保、さらには、東アジア・東南アジアなどの周辺国における多国間の連携の確保、国際協力の推進を図ることを対策の軸として施策を展開することとしています。

②「プラスチック資源循環戦略」の策定（令和元年 5 月 31 日閣議決定）

海洋プラスチックごみによる海洋汚染、廃プラスチック有効利用率の低さなどが世界的課題となる中、日本は廃プラスチックの 3R（リデュース・排出抑制、リユース・再利用、リサイクル・再生）や適正処理を率先して推進してきました。一方で、ワンウェイの容器包装廃棄量（一人当たり）が世界で二番目に多いと指摘されていることや、アジア各国による廃プラスチックの輸入規制拡大の影響を受け、国内において廃プラスチックの滞留が懸念されるなど、国内におけるプラスチック資源循環体制を早期に構築する必要があるとされました。

このため、循環型社会形成推進基本法に規定する 3R の基本原則を踏まえ、プラスチックの資源循環を総合的に推進することを目的に、「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。この戦略では、プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロ・エミッション）を目指し、海洋ごみの実態把握及び海岸漂着物等の適切な回収の推進と併せ、ポイ捨て・不法投棄の撲滅と適正処理、マイクロプラスチックの流出抑制対策、代替イノベーションの推進などに取り組むことにより海洋汚染の防止を図るほか、使用済プラスチックを 100%リユース・リサイクルすることや、2035 年までにバイオマスプラスチックを約 200 万トン導入することなどを目指しています。

③「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」の策定（令和元年 5 月 31 日海洋プラスチックごみ対策の推進に関する関係閣僚会議）

海洋プラスチックごみによる環境汚染を防止するため、その具体的な取組を促進することを目的として、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定されました。

この中で、国内からのプラスチックごみの海洋への流出量は年間 2 ～ 6 万トンと推計され、その要因としては、国民生活や事業活動に伴い陸域で発生したプラスチックごみの一部が、廃棄物処理制度により回収されず、意図的・非意図的に環境中に排出され、雨や風に流され、河川その他の公共の水域等を経由して海域に流出することや、漁業、マリレジャー等において海域で使用されるプラスチック製品が直接海域に流出することにより発生しているとしており、海洋へのプラスチックごみの流出を効果的に抑制していくためには、「海岸地域だけでなく内陸部も含めすべての地域における共通の課題であるとの認識に立って、家庭、事業所、市街地、農地、河川、漁場等のあらゆる場所において、国民、事業者、民間団体、国、地方公共団体等すべての者が当事者意識を持って、真摯に対策に取り組んでいくことが求められる。」としています。

このアクションプランでは、プラスチックを有効利用することを前提に、海洋プラスチックごみ対策も成長の誘因であり、経済活動の制約ではなくイノベーションが求められているという考えの下、新たな汚染を生み出さない世界の実現を目指し、以下のような取組を徹底していくこととしています。

- 廃棄物処理制度によるプラスチックごみの回収・適正処理をこれまで以上に徹底するとともに、ポイ捨て・不法投棄及び非意図的な海洋流出の防止を進める。
- それでもなお環境中に排出されたごみについては、まず陸域での回収に取り組む。さらに、一旦海洋に流出したプラスチックごみについても回収に取り組む。
- また、海洋流出しても影響の少ない素材（海洋生分解性プラスチック、紙等）の開発やこうした素材への転換など、イノベーションを促進していく。
- さらに、我が国の廃棄物の適正処理等に関する知見・経験・技術等を活かし、途上国等における海洋プラスチックごみの効果的な流出防止に貢献していく。
- 世界的に海洋プラスチック対策を進めていくための基盤となるものとして、海洋プ

ラスチックごみの実態把握や科学的知見の充実に取り組む。

2 北海道の海岸の特徴

北海道の海岸線の延長は、約 4,461km と全都道府県で最長（平成 29 年版 環境統計集：環境省）であり、また、都道府県別の海岸線における漂着物の現存量は、21.7 トン/km と全国平均 9.1 トン/km の 2 倍以上と推定されており、北海道における海岸漂着物量は、全国的に見て多い傾向にあります。（平成 24 年度漂着ごみ状況把握調査業務報告書：環境省）

また、本道は水産業が盛んであり、海面漁業生産量は 877 千トンと全国の 26%（第 2 位長崎県の 3 倍）を占め、海面養殖生産量は 119 千トンと全国の 12%（都道府県別生産量第 1 位）を占めるなど、豊かな海洋資源を持続可能な形で利用するうえで、海岸線の保全が極めて重要となっています。（令和元年度海面漁業生産統計調査：農林水産省）

このような北海道の海岸の特徴を踏まえたうえで、実効性のある計画を策定し、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進する必要があります。

3 計画策定の目的及び位置づけ

この計画は、海岸漂着物処理推進法第 14 条の規定に基づき、本道における良好な景観及び環境保全を図るため、道内の海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、都道府県が作成する地域計画であり、関連法令である海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）、北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例（平成 15 年条例第 34 号。以下「空き缶等散乱防止条例」という。）や市町村の同様の条例等に基づく施策と連携して推進されるものです。

第 2 次計画の策定から 5 年が経過し、この間、海洋プラスチックごみによる海洋汚染が国際的な課題となるなど、海岸漂着物等を取りまく状況が大きく変化していることから、海洋プラスチックごみの発生抑制対策に重点的に取り組むため、「第 3 次計画」を策定するものです。

4 計画の期間

この計画の期間は、令和 3 年度（2021 年）から令和 7 年度（2025 年）までとします。

第2 海岸漂着物に係る取組状況

1 海岸漂着物の回収・処理状況

(1) 回収・処理の実績

道及び市町村において、国の補助事業を活用し、それぞれが管理する海岸で海岸漂着物等の回収・処理を実施しており、平成27年度から令和元年度までの実績は表2のとおりです。

漂着物の種類別では、流木が各年度とも7～9割を占めている一方で、ここ数年、プラスチックごみの割合が増加傾向にあります。

海岸漂着物の回収・処理量（表2）

年 度	回収・処理量	内 訳
平成27年度	7,917.5	流木 6,840(86.4%)、プラスチック 1,013(12.8%) など
平成28年度	6,901.1	流木 6,473(93.8%)、プラスチック 372(5.4%) など
平成29年度	20,006.3	流木 19,305(96.5%)、プラスチック 600(3%) など
平成30年度	4,410.5	流木 3,347(75.9%)、プラスチック 696(15.8%) など
令和元年度	2,318.33	流木 1,634(75%)、プラスチック 439(19.5%) など

（単位：トン）

振興局別回収・処理実績（令和元年度・表3）

	道実施	市町村実施	計
石狩	1.19	108.8	109.99
後志	2	272.6	274.6
胆振	137.4	34.7	172.1
日高	26.53	10.7	37.23
渡島	26.2	85.4	111.6
檜山	31.2	103.7	134.9
留萌	8.3	176.3	184.6
宗谷	62.5	627.87	690.37
オホーツク	34.2	10.6	44.8
十勝	396	32.4	428.4
釧路	-	15.3	15.3
根室	12.64	101.8	114.44
合計	736.97	1,471.37	2,318.33

（単位：トン）

(2) 回収・処理に要した費用等の状況

道及び市町村が平成 27 年度から令和元年度までに回収・処理事業を実施した海岸数及び事業費等については、表 4 のとおりです。

回収・処理事業費等の状況（表 4）

	実施海岸数	事業費	うち補助金充当分
平成 27 年度	46	161,312	142,302
平成 28 年度	53	315,381	260,420
平成 29 年度	26	233,109	188,761
平成 30 年度	50	177,022	143,227
令和元年度	54	195,102	143,026

（単位：千円）

2 円滑な回収・処理事業の実施に向けた取組

(1) 関係機関との連携による処理体制の構築

令和元年 6 月、環境省及び水産庁から、漁業関係者との連携による漂流物の処理体制の構築について検討するよう要請があり、道では、令和元年 9 月、漂流物の処理促進を図るため、関係機関の体制等の整備に向けた基本的な考え方を示しました。

この基本的な考え方をベースに、各地域において、道、市町村及び漁業協同組合等が連携し、地域の実情に応じた処理体制を構築し、漁業者が、直接、漂流物の回収を行うことにより、漁業活動に影響が生じている漂流物の速やかな除去が可能となります。

環境省では、この取組を財政面で支援するため、令和 2 年度に新たな補助メニューを追加しています。補助対象は、漁業者などがボランティア（無償）で漂流ごみ等を回収し、市町村がその処理を実施する場合で、仮置き場からの収集・運搬費用と処分費用について、都道府県あたり 1,000 万円を上限に、当該市町村に対して定額（10/10）補助を実施するものです。

(2) 朝鮮半島からと史料される木造漂着船への対応

平成 29 年頃から、朝鮮半島からと史料される国籍不明の木造船の漂着が、我が国の主に日本海沿岸で増加したため、国では、平成 29 年 12 月から地方負担が生じないように補助メニューを追加するなどの対応を講じました。その後、平成 30 年 10 月から 12 月にかけて、本道の海岸に 60 隻以上の大量の木造船が漂着したことから、国に対して必要な事業費の確保を要望し、回収・処理事業を実施しました。木造船の漂流・漂着は、地域住民に不安を与えるとともに、漁業者等への影響も懸念されたことから、道では、迅速かつ適確な初動対応を図るため、関係者間の情報共有や連絡調整など、連携を強化するため、「国籍不明の木造船に係る連絡会議」を平成 30 年 12 月に設置しました。

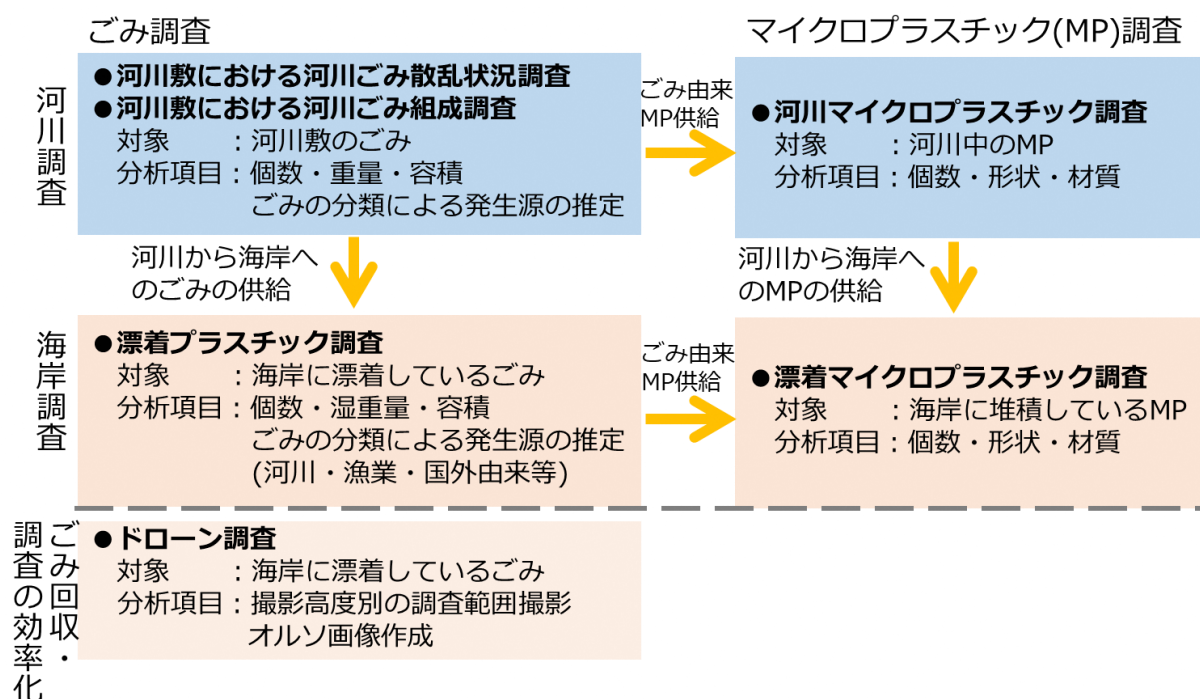
令和元年度以降、木造船の大量漂着は発生していませんが、漂着時には円滑・迅速な回収・処理が実施できるよう、平時から、関係者相互の情報共有など連携強化に努めます。

3 発生抑制対策に関する取組

(1) 海洋プラスチックごみ発生抑制対策調査について

海洋プラスチックごみは、生活系ごみを始め身近なごみ等に起因するものが多く含まれており、これらは市街地を始め、森林、農地、河川、海岸等の土地から河川その他の公共の水域を経由する等して海岸等に漂着すると考えられます。

そのため、陸域からのプラスチックごみ流出に対する効果的・効率的な発生抑制対策の検討に資するため、道内のモデル河川(後志利別川、石狩川、天塩川、常呂川、十勝川)において、河川流域の利用状況に応じて設定する数地点の調査ポイントにおける河川水中のマイクロプラスチック、ポイント周辺における漂着プラスチックごみ分布、組成等の調査手法を検討した上で、河川からの流出実態を把握するほか、河口周辺海岸の漂着プラスチックごみなどの分布・組成等を調査し、河川流域からの流出実態との関連を把握する手法を検討する調査を行っています。



調査フロー（図1）

調査対象地域の5河川の流域及び河口海岸における調査結果(中間報告)の概要及び各河川の流域及び河口海岸域において、効果的と考えられるプラスチックごみの削減対策の方向性は、以下のとおりです。

河川名	調査結果(マイクロプラスチックの増加要因)	プラスチックごみ削減対策の方向性
後志利別	○ 上流部での散乱ごみの河川への流入 ○ 海岸部における漂着ごみの分解	○ 投棄・散乱防止対策、もしくはごみの回収により上流部のごみを削減 ○ 海岸域における投棄・散乱対策、及び漂着ごみの回収
石狩	○ 上流部での散乱ごみの河川への流入 ○ 市街地からの生活排水の河川への流入 ○ 海岸部における漂着ごみの分解	○ 投棄・散乱防止対策、もしくはごみの回収による上流部のごみの削減 ○ 市街地からの糸くず状のマイクロプラスチックの削減対策の検討 ○ 海岸域における投棄・散乱防止対策、及び漂着ごみの回収
天塩	○ 上流部での散乱ごみの河川への流入 ○ 市街地からの生活排水の河川への流入	○ 投棄・散乱防止対策、もしくはごみの回収による上流部のごみの削減 ○ 市街地からの糸くず状のマイクロプラスチックの削減対策の検討
常呂	○ 市街地からの生活排水の河川への流入 ○ 下水道終末処理場からの放流水の河川への流入 ○ 海岸部における漂着ごみ(漁具)の分解と河川からの流入	○ 市街地からの糸くず状のマイクロプラスチックの削減対策の検討 ○ 下水道終末処理場に着目したマイクロプラスチックの挙動確認 ○ 河川及び海岸域における投棄・散乱防止対策、漂着ごみの回収
十勝	○ 上流部での散乱ごみの河川への流入 ○ 下水道終末処理場からの放流水の河川への流入 ○ 海岸部における漂着ごみ(漁具)の分解と河川からの流入	○ 投棄・散乱防止対策、もしくはごみの回収による上流部(帯広市周辺)のごみの削減 ○ 下水道終末処理場に着目したマイクロプラスチックの挙動確認 ○ 河川域及び海岸域における投棄・散乱防止対策・漂着ごみの回収

各河川流域及び河口海岸域の調査結果概要(表5)

本業務は令和3年度も引き続き実施する予定であり、今後、さらなる詳細な解析を進め、発生源の類推など陸域からの影響を的確に把握することにより、効果的な排出抑制対策に繋がっていきます。

(2) 河川管理者等による取組

【流木の発生抑制及び利活用に関する検討：十勝総合振興局】

十勝総合振興局管内においては、平成 28 年 8 月の台風等により大量の流木が発生し、流木がサケマスの定置網に絡みつき捕獲が困難になる漁業被害が発生、また、海底に沈んだ流木によるシシャモ漁への影響など、水産業をはじめ地域の産業に大きな影響があり、その対策が急務となっていました。

このため、国、道、市町村、漁業協同組合及び森林組合等の関係機関が、相互に情報を共有し、流木発生抑制を考慮した森林整備、流木の利活用など発生抑制に向けた具体的な取り組みなどを検討するため、「十勝地域海岸漂着物対策推進協議会流木対策検討部会」を設置し、平成 29 年度～30 年度で、流域の関係機関が一体となって流木発生抑制と利用促進対策を進めることとしました。

【構成員】

帯広開発建設部、森林管理署（十勝東部、十勝西部、東大雪支署）、
管内各市町村・漁業協同組合・森林組合、道漁連釧路支店、道森連帯広営業所、
十勝総合振興局（保健環境部、産業振興部、森林室、建設管理部）

【検討事項】

- 流木発生危険箇所の把握や流木の発生状況、及び利用状況についての速やかな情報共有（情報の一元化及び共有）
- 流木の発生を軽減する対策（流木発生抑制対策）
- 発生した流木を速やかに撤去して利用を促進する対策（流木利用促進対策）

取組の成果としては、十勝地域において、流木対策に係る情報の一元化・共有化のため、情報共有の仕組みを構築し、スリットダム（土石流や流木対策のため、通水部に櫛状の構造物（スリット）を設けたダム）の設置や、流木や傾倒木などの危険木除去を行うとともに、簡易な流木捕捉施設の試験施工を実施したほか、流木の発生危険箇所の判定の検証などを行い、「流木被害の軽減を目指す森林づくりについて」を取りまとめ、目指す森林の姿を設定しました。

また、木材利用業者と河川管理者等との調整による流木の無償提供を実施したほか、農地海岸に漂着した流木を現地周辺にて粗破碎後、チップ化工場に運搬し、二次破碎により利用可能サイズに加工、農業用資材として利用するなどの取組を実施しました。

今後は、取組の成果を活かし、引き続き流木の発生抑制対策などを検討していくこととしています。

(3) 普及啓発等の取組

①プラスチック・スマートの取組

プラスチックごみの陸域からの流出による海洋汚染を防止する取組の一つとして、令和元年10月から、“プラスチックとの賢い付き合い方～プラスチック・スマート～”として知事から広く道民・事業者に向けてメッセージを発信し、行動変容を促し、自発的な取組を促進しています。

【プラスチックとの賢い付き合い方】

- マイバッグ等の活用
マイバッグを持参してレジ袋を辞退したり、繰り返し使用できるマイボトルを活用するなどして、「使いきり」のプラスチック製品をできるだけ使わないようにしましょう。
- 使用後の処分
「使いきり」のプラスチックを使用した場合は、ポイ捨てをせず、ごみ分別のルールに従い、正しく処分しましょう。
- 地球にやさしい製品の選択
お買い物の際は、「使いきり」のプラスチック製品ではなく、再生プラスチックや紙、バイオプラスチック等の地球にやさしい製品を選びましょう。
企業の活動においても、地球にやさしい製品を選ぶよう努めましょう。
- 清掃活動への参加
海や河川に流れ出るプラスチックごみを減らすため、地域の清掃活動に積極的に参加しましょう。

このほか、道職員の率先した取組として、令和元年10月から、会議の場で、使いきりのペットボトル入りの飲料は出さない、商品購入時にレジ袋を辞退しマイバッグを利用するなど、プラスチックごみの削減等に取り組んでいます。

これらの取組は、道民・事業者が自ら実践する“プラスチックとの賢い付き合い方”として、知事メッセージと併せ、道のホームページで啓発を実施しています。



②民間企業等の取組

北海道コカ・コーラボトリング株式会社では、平成 21 年 11 月に北海道と「環境保全に関するパートナーシップ協定を締結し、平成 22 年度からは、生物多様性にとって非常に重要で貴重な北海道の水資源を保全し、北海道の豊かで美しい「水」を中心とした自然環境を守り、未来に引き継いでいくことを目的に、北海道・公益財団法人北海道環境財団との 3 者協働事業として「北海道 e－水プロジェクト」を実施しています。

具体的には、水辺（川、海、湖沼など）における水質浄化、環境学習会や研修会、水源の森づくり、在来種の回復・外来種の駆除などの環境保全活動に取り組む団体等の活動を支援（助成金：200 万円、10 万円）しており、この支援を受け、関係団体等がプラスチックごみに関する取組も行っています。

ア) えりも観光協会（えりも町）

【事業名】えりも高校生による襟裳岬周辺海域の海洋マイクロプラスチック調査事業

- ・えりも町の水産資源の保護が観光振興において最重要事項と位置付け、次代を担うえりも高校生とともに環境保全を啓発することを目的に実施
 - 昆布漁船に乗船し、プランクトンネットを用いて海洋マイクロプラスチックを採取（マイクロプラスチックの個数、質量、サイズ計測及び材料判定）
 - 調査、分析結果は、判明次第インターネットで配信
- ・えりも高校生のガイドで「昆布漁船で環境調査体験クルーズ」を実施
- ・リーフレット等で環境保全と水産資源の保護を喚起

イ) 網走流域の会（網走市）

【事業名】小さなごみも見逃さない！マイクロプラスチックを探せ！

- ・網走川流域の 1 市 3 町で流域一斉清掃を実施
 - 416 名が活動に参加、770 kg のごみを回収（ビニールやペットボトルなどのプラスチックごみが多く存在することを確認）
- ・マイクロプラスチックの勉強会を実施
 - 33 名が参加
- ・網走川流域でマイクロプラスチック調査を実施
 - 1 市 3 町で行った調査の結果、マイクロプラスチックを確認
- ・美幌博物館において、マイクロプラスチック問題等に関するパネル展を実施

このほか、NPO 法人や関係団体においても、海岸部や河川域などの清掃活動や、プラスチックごみ問題に関する学習会などを実施しており、これらの取組を道のホームページ等で紹介するなど、様々な主体の協働・連携による取組を促進し、地域に根ざした発生抑制対策の更なる推進を図ります。

第3 計画の基本的な考え方

施策の実施にあたっては、①海岸漂着物等の円滑な処理とその発生抑制を施策の両輪とし、②関係者の相互協力が可能な体制づくりや、民間団体等との連携、協力、支援を通じて、多様な主体の適切な役割と連携の確保を図ることを柱として、③海岸漂着物の集積が著しく、重点的な対策を実施する必要がある区域の中から、毎年度、海岸漂着物等の処理を実施すべき地域を選定し回収・処理を実施するほか、④プラスチックごみ対策の促進に向け、「海洋プラスチックごみ発生抑制対策調査」の結果を踏まえ、効果的な発生抑制対策を講じることにより、海岸漂着物対策の推進を図ります。

海岸漂着物等の回収・処理事業の実施にあたっては、海岸漂着物等の処理等に取り組む民間団体等が果たしている役割の重要性に留意し、地域の実情に応じ、民間団体等との連携協力による取組を基本として、効率的な処理等を図るとともに、回収した海岸漂着物等のリサイクルを推進します。

なお、海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制対策事業の実施にあたっては、国の補助制度を活用し、事業の推進を図ります。

1 海岸漂着物等の円滑な処理に関する考え方

(1) 海岸管理者等の処理の責任等

ア) 海岸管理者等の処理責任

- ・海岸管理者等は、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて、海岸漂着物等の量及び質に即し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずることが求められます。その際には、海岸漂着物対策の経緯や体制等、地域の実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処分等に関して地域の関係者間で適切な役割分担に努めるものとします。
- ・市町村から海岸漂着物等の処理に関し要請があった場合において、要請を受けた海岸管理者等は、当該要請の趣旨を踏まえてその内容を検討し、必要があると判断する場合には、海岸漂着物等の処理のため所要の措置を講じるよう努めます。
- ・海岸管理者等ではない海岸の土地の占有者（占有者がない場合には管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう努めます。

【海岸管理者等】

- ・海岸法第2条第3項の海岸管理者
- ・他の法令の規定により、施設の管理を行う者であってその権限に基づき、又は他の法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地を管理する者

イ) 市町村の協力等

- ・市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、海岸管理者等と連携して海岸漂着物等の回収を行うこと、回収された海岸漂着物等を市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）の廃棄物処理施設に受け入れて処分すること等、海岸管理者等又は海岸の土地の占有者に対する必要な協力を努めます。
- ・海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して地域住民の生活や漁業等の経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請します。

ウ) 道の役割

- ・道は、北海道海岸漂着物対策推進協議会及び地域協議会などを通じて、海岸漂着物等の回収や処理等に関して地域の関係者間での適切な役割分担に係る調整や、海岸漂着物等の円滑な処理に係る市町村の協力の在り方に関する関係者間での合意形成に努めます。
- ・道は、海岸管理者等及び海岸の土地の占有者による海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、市町村及びこれらの者に対し、海岸漂着物等の処理に必要な資料及び情報の提供、意見の表明、技術的支援その他の援助に努めます。
- ・道は、回収した海岸漂着物等のリサイクルを推進するため、平成 26 年度に実施した「北海道海岸漂着物対策検討業務」や、十勝地域海岸漂着物対策推進協議会流木対策検討部会における取組成果などを踏まえ、流木の利活用について周知を図ります。

(2) その他海岸漂着物等の円滑な処理に関する考え方

ア) 漂流ごみ及び海底ごみの円滑な処理の推進

漂流ごみ及び海底ごみは、海洋環境に影響を及ぼすとともに、船舶の航行の障害や漁場環境の支障となることから、漂流ごみ及び海底ごみの回収処理を講ずる際には、関係機関の連携による漂流ごみの処理体制の整備に向けた基本的考え方を踏まえ、国、道、市町村、漁業関係者等が連携・協力を図りつつ、必要な措置を講ずるよう努めます。

特に、朝鮮半島からと思料される木造漂着船への対応については、短期間に大量に漂着する傾向があり、かつ漁業活動に多大な支障のおそれがあることから、速やかに回収・処理を行う必要があるため、迅速かつ適確な初動対応を実施できるよう、必要に応じ、「国籍不明の木造船に係る連絡会議」において協議するなど、海上保安庁をはじめとした関係者における情報の共有や連絡調整を図り、平時から連携強化に努めます。

イ) 廃棄物処理法その他の関係法令の適用関係

- ・原因者の特定が可能な海岸漂着物等については、廃棄物処理法その他の関係法令の規定に基づいて当該原因者の責任においてその処理を図るものとします。
- ・船舶から流出した油や有害液体物質については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）等に基づいて防除措置等の適切な実施を図るものとします。

ウ) 大量の海岸漂着物等が存する地域における処理の推進等

大量の海岸漂着物等が存する地域においては、国の支援のもと実施することを基本として、処理の推進に努めます。

なお、洪水や台風等の災害等によって流木やごみ等が大規模に漂着した際は、海岸管理者及び市町村が、災害関連制度を活用し、速やかな対応に努めます。

また、道は、大量の海岸漂着物等が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、国に対し当該海岸漂着物等の処理に関する協力を求めます。

2 海岸漂着物等の効果的な発生抑制に関する考え方

(1) 3 Rの推進による発生抑制

道内に由来して発生する海岸漂着物等の発生抑制を図るため、道及び市町村は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）等の各種リサイクル法の適切な実施をはじめ、3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を図ることを通じて道内における廃棄物の適正な処分を確保することにより、日常生活に伴って発生した海岸漂着物等となり得るごみ等の発生抑制に努めます。

特に海洋プラスチックごみ対策としては、陸域で発生したごみが河川その他の公共の水域を経由するなどして海域に流出又は飛散することから、海洋プラスチックごみ問題の正しい理解を促しつつ、違法行為である不法投棄・ポイ捨ての撲滅を徹底するとともに、ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品の使用の削減、リユース容器・製品の利用促進等により、廃プラスチック類の排出の抑制に努めます。

また、マイクロプラスチックについては、含有・吸着する化学物質が食物連鎖中に取り込まれることによる生態系への影響など、海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、また微細であるためその回収・処分が困難となることから、その発生要因や挙動などについて、「海洋プラスチックごみ発生抑制対策調査」におけるマイクロプラスチック調査の結果を踏まえ、具体的な発生抑制対策に係る取組を検討します。

(2) 発生の状況及び原因等に関する実態把握

- ・道は、「海洋プラスチックごみ発生抑制対策調査」の結果を踏まえ、流域毎に異なる

プラスチックごみの発生特性を検証、発生源を推定し、その関係事業者や市町村、住民等と連携したプラスチックごみの発生抑制対策を推進するとともに、その取組状況や成果について、インターネット等を活用し広く道民に周知します。

- ・道及び市町村は、海岸管理者及び市町村が実施する回収・処理事業、民間団体等が実施する清掃活動、民間団体等や学識経験者が自主的に実施する各種の調査活動等の海洋ごみの実態に関する情報を収集、整理し、施策に活用するよう努めます。

また、整理した情報は、関係者間で共有するよう努めるとともに、インターネット等を活用して積極的に道民に広報し、海岸漂着物等の問題に関する普及啓発を図るよう努めます。

(3) ごみ等の適正な処理等の推進

- ・海岸漂着物等には、陸域で生じたプラスチックごみ等の生活系ごみが多く含まれ、特に、プラスチックごみの海域への流出や、それらによるマイクロプラスチックの排出が海洋環境に深刻な影響を与えるおそれがあることから、道民は、繰り返し使用できる商品や耐久性に優れた商品及び再生品を選択すること等の取組によって、日常生活に伴うごみ等の発生抑制に努めるとともに、市町村が設定する分別区分に応じて分別排出することにより、市町村の適正な循環型利用に対する取組に協力するなど、海岸漂着物等の発生抑制に努める必要があります。
- ・海岸漂着物等の中には、事業活動に伴って生じる廃棄物も散見されることから、事業者は、廃棄物の排出抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるとともに、廃棄物の再使用、再生利用及び熱回収など、循環的利用の推進や適正処分の確保を図ること等により、海岸漂着物等の発生抑制に努める必要があります。
- ・プラスチックごみの流出による海洋汚染を防止するため、道は、これまで取り組んできた3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するとともに、のうち2R（リデュース、リユース）を優先した施策の継続や、「プラスチックとの賢い付き合い方」を広く道民、事業者へ呼びかけます。

(4) ごみ等の投棄の防止

ア) 不法投棄、ポイ捨てに関する規制措置の実施

道及び市町村は、海岸漂着物等の発生抑制を図るため、廃棄物処理法や空き缶等散乱防止条例に基づき、陸域や海域における廃棄物の不法投棄等の防止に向けた対策を適切かつ着実に実施します。

イ) 道民の意識の高揚とモラルの向上

海岸漂着物等のうち、プラスチックを始めとする人工物は、日常生活や事業活動に密接に関連し、排出されるものであることから、海岸を有する地域だけではなく全て

の地域の道民が海岸漂着物等の問題への認識を深め、一人ひとりが当事者意識を持って、身近なごみ等の散乱を防止することが重要です。

特に、海洋プラスチックごみは、陸域で発生したごみが河川その他の公共の水域を経由する等して海域に流出することから、廃棄物としての適正な処理が重要であることなど、道民に正しい理解を促す必要があります。

このため、道及び市町村は、環境教育の推進やインターネット、パンフレット等の広報手段を活用し、海岸漂着物等の実態及び地域の団体やNPO等による海岸清掃のイベント等を周知することにより、道民へプラスチックごみの適正処理の必要性や、発生抑制の呼びかけを効果的に進め、広く道民の環境保全に対する意識の高揚とモラルの向上を図るよう努めます。

ウ) 陸域等における投棄の防止

- ・道及び市町村は、ごみ等の投棄の防止を図るため、陸域等においてそれぞれの発生原因の特性に応じて必要な措置を講ずるよう努めます。投棄の防止対策を講ずべき場所としては森林、農地、河川、海岸等様々な場所が挙げられますが、海岸漂着物等には日常生活に伴って生じるプラスチックごみ等の生活系ごみが多く含まれることから、市街地を始めとする日常の暮らしに関わる場所でのごみ等の投棄の防止を図ります。
- ・陸域に起因する海岸漂着物等は河川を経由して海域に流入するものが一因となっているため、道及び市町村は、河川を経由して海域に流入するごみ等の投棄の防止を図るため、空き缶等散乱防止条例や市町村の同様の条例に基づく普及啓発活動のほか、パトロール等の監視活動の実施による不法投棄の抑制や早期発見、警告看板の設置、地域における継続的な清掃活動の実施によるごみ等の投棄がしにくい地域環境の創出等に努めます。

(5) ごみ等の水域への流出又は飛散の防止

- ・道民や事業者は、その所持する物が水域へ流出又は飛散することのないよう、その所持する物や管理する土地を適正に維持・管理することによって、海岸漂着物等の発生抑制に努めます。
- ・道及び市町村は、土地の占有者又は管理者に対し、土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めます。
- ・森林や河川の管理者は、森林の管理や、河川における河畔林や河川管理上の支障となる流木を適切に管理し、大雨等の自然災害により発生する流木が、水域に流出又は飛散することのないように努めます。
- ・森林や河川等の管理者により、森林の保全や人命、財産の保全を目的として整備されている施設（治山ダム、治水ダム、砂防えん堤等）は、流木の流出防止にも効果があ

ります。

- ・海岸漂着物等の中にはイベントの開催や露店の営業等、一時的に行われる事業活動によって生じたごみ等が土地から水域に流出又は飛散し海岸に漂着したものが散見されることから、これらの一時的な事業活動が行われる土地の占有者又は管理者は、当該事業活動を行う事業者に対して、事業活動に用いる器材等の適切な管理やごみ等の適正な処分に関し必要な要請を行うことにより、これらの事業活動に伴うごみ等の流出又は飛散防止に努めます。

3 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

(1) 道民、事業者、民間団体等に期待される役割

- ・道民や事業者は、海岸漂着物対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、海岸管理者が行う海岸漂着物等の処理、道及び市町村が行う海岸漂着物等への取組に積極的に参加することが期待されます。
- ・道民や事業者は、その所有等する物や土地を適正に管理するとともに、3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を図ることによって、海岸漂着物等の発生を抑制することが期待されます。
- ・民間団体等は、自主的かつ積極的な海岸清掃活動等に加え、道民による活動の促進のための環境教育や普及啓発等への参画を通じ、地域の各主体の連携、協働のつなぎ手として重要な役割を担うことが期待されます。

(2) 道民、事業者、民間団体等の積極的な参画の促進

道は、地域の関係者の連携・協力が進められるよう、海岸漂着物の問題に関する知識の普及、ボランティアに関する情報の提供、表彰等の施策を講じます。

(3) 自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保

道及び市町村は、道民や民間団体等との連携に当たっては、様々な主体が相互理解や信頼関係の下に自発的な意欲をもって活動に参画できるよう配慮する必要があることから、その自発性や主体性を尊重するとともに、連携する各主体に対する公正性や透明性の確保に配慮しつつ施策を進めます。

(4) 民間団体等との緊密な連携と活動の支援

ア) 民間団体等との緊密な連携

道は、地域に貢献している民間団体等による活動の充実に向けて、広報活動、調査研究等の結果の提供及び技術的助言による情報面での支援のほか、表彰制度を活用した望ましい活動の推奨等を行うよう努めるとともに、その活動の促進を図るための各種の助成制度等に関する情報の提供を通じ、民間団体等の活動の支援に努めま

す。

イ) 民間団体等の知見等の活用

道及び市町村は、北海道海岸漂着物対策推進協議会や地域協議会などの機会を活用する等により、民間団体等との連携を図り、これらが有する知見やネットワークを施策に活用するよう努めます。

ウ) 民間団体等の活動における安全性の確保

道及び市町村は、民間団体等への支援に際し、海岸漂着物等の回収を的確かつ安全に実施するために必要な情報の提供、危険物管理等に関する知識の普及や助言を行うこと等により、その活動における安全性の確保に十分な配慮を行うよう努めます。

第4 事業実施地域

1 事業実施地域選定の考え方

- ・事業実施地域は、毎年度、海岸管理者及び事業実施を予定する区域を所管する市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）が、地域の実情に応じて重点区域から選定します。
- ・事業実施地域は、地域でみられる海岸漂着物等の量及び質のほか、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件について総合的に検討して選定します。
- ・なお、本事業は国の補助制度を活用して実施することから、海岸漂着物対策を重点的に推進する必要がある区域（重点区域）は全道一円とします。（表6 重点区域一覧）

2 事業実施地域における海岸漂着物対策の考え方

（1）海岸漂着物等の処理

- ・事業実施地域における海岸漂着物等の回収・処理は、海岸管理者、市町村、民間団体等が連携して実施することとし、実施内容については、毎年度、地域協議会において、連絡調整を行います。
- ・処理の方法、時期や頻度、清潔の保持の程度等については、事業実施主体が、必要に応じ、海岸管理者と協議の上、決定します。
- ・回収した海岸漂着物等の処分に当たっては、流木をチップ化し、燃料や家畜敷料として活用する等により、リサイクルを推進します。
- ・道は、民間団体等による清掃活動について、実施状況の把握に努めるものとし、北海道海岸漂着物対策推進協議会や地域協議会等を活用し、情報を共有します。
- ・市町村は、民間団体等による清掃活動について、回収された海岸漂着物等を市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）の廃棄物処理施設に受け入れて処分する等の

協力に努めます。

(2) 海岸漂着物等の発生抑制

- ・道及び市町村は、第3の2 海岸漂着物等の効果的な発生抑制に関する考え方に示した各取組が、重点的に実施されるよう、パンフレット・インターネット・広報誌の活用等により、普及啓発や環境教育の推進に努めます。
- ・道は、事業実施地域において行われる海岸漂着物対策について情報の収集に努め、北海道海岸漂着物対策推進協議会及び地域協議会を通じ、情報を共有することにより、地域関係者間の連携を促します。

第5 その他必要な事項

1 海洋ごみの状況把握

- ・海岸管理者等は、関係者の協力により管理海岸における海岸漂着物の状況を把握します。
- ・道は、毎年度、海岸管理者及び市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）が事業実施地域において実施した海洋ごみの回収・処理事業の実施結果を把握します。
- ・海岸管理者等、市町村、地域住民、民間団体等は、回収・処理事業の目的に応じて事業の効果を確認するために、経過観察（モニタリング）を実施します。
- ・道は、本計画の実施による効果を確認するため、道内海岸における回収・処理事業及び清掃活動の実施状況の把握に努めます。

2 計画の推進

(1) 推進体制

計画の推進に当たっては、海岸管理者、市町村に加え、地域住民や民間団体等の自発的な参加が重要であり、道は、これを促すため、ボランティアによる海岸清掃実績等の情報を積極的に住民に伝えとともに、北海道海岸漂着物対策推進協議会や地域協議会を通じるなど、民間団体の参加のもと、計画の推進を図ります。

(2) 財政上の措置

海岸漂着物対策事業の実施に当たっては、国の補助制度の活用を基本とします。

(3) 計画の見直し

計画期間において国の基本方針の変更、その他計画策定の諸事情に変化があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

振興局名	市町村名	海岸名称
石狩 後志	石狩市	石狩市海岸
	小樽市	小樽市海岸
	余市町	余市町海岸
	古平町	古平町海岸
	積丹町	積丹町海岸
	神恵内村	神恵内村海岸
	泊村	泊村海岸
	共和町	共和町海岸
	岩内町	岩内町海岸
	蘭越町	蘭越町海岸
	寿都町	寿都町海岸
	島牧村	島牧村海岸
胆振	室蘭市	室蘭市海岸
	苫小牧市	苫小牧市海岸
	登別市	登別市海岸
	伊達市	伊達市海岸
	豊浦町	豊浦町海岸
	白老町	白老町海岸
	厚真町	厚真町海岸
	洞爺湖町	洞爺湖町海岸
	むかわ町	むかわ町海岸
日高	日高町	日高町海岸
	新冠町	新冠町海岸
	浦河町	浦河町海岸
	様似町	様似町海岸
	えりも町	えりも町海岸
	新ひだか町	新ひだか町海岸
渡島	函館市	函館市海岸
	北斗市	北斗市海岸
	松前町	松前町海岸
	福島町	福島町海岸
	知内町	知内町海岸
	木古内町	木古内町海岸
	鹿部町	鹿部町海岸
	森町	森町海岸
	八雲町	八雲町海岸
	長万部町	長万部町海岸
檜山	江差町	江差町海岸
	上ノ国町	上ノ国町海岸
	乙部町	乙部町海岸
	奥尻町	奥尻町海岸
	せたな町	せたな町海岸

振興局名	市町村名	海岸名称
留萌	留萌市	留萌市海岸
	遠別町	遠別町海岸
	天塩町	天塩町海岸
	増毛町	増毛町海岸
	小平町	小平町海岸
	苫前町	苫前町海岸
	羽幌町	羽幌町海岸
	初山別村	初山別村海岸
宗谷	稚内市	稚内市海岸
	猿払村	猿払村海岸
	浜頓別町	浜頓別町海岸
	枝幸町	枝幸町海岸
	豊富町	豊富町海岸
	礼文町	礼文町海岸
	利尻町	利尻町海岸
	利尻富士町	利尻富士町海岸
オホーツク	幌延町	幌延町海岸
	北見市	北見市海岸
	網走市	網走市海岸
	紋別市	紋別市海岸
	雄武町	雄武町海岸
	興部町	興部町海岸
	湧別町	湧別町海岸
	斜里町	斜里町海岸
	小清水町	小清水町海岸
十勝	広尾町	広尾町海岸
	大樹町	大樹町海岸
	豊頃町	豊頃町海岸
	浦幌町	浦幌町海岸
釧路	釧路市	釧路市海岸
	釧路町	釧路町海岸
	厚岸町	厚岸町海岸
	浜中町	浜中町海岸
	白糠町	白糠町海岸
根室	根室市	根室市海岸
	別海町	別海町海岸
	標津町	標津町海岸
	羅臼町	羅臼町海岸

重点区域一覧（表6）
※全80区域

